

史跡上野城跡保存活用計画（素案）

第1章 計画の沿革と目的

1. 計画策定の沿革

（1）計画策定の経緯

1967（昭和42）年	史跡指定（文部省告示第76号）	指定面積 102,804.06 m ²
1980（昭和55）年		
～82（昭和57）年	城代屋敷跡西側	石垣保存整備工事
1983（昭和58）年		
～85（昭和60）年	西小学校北側	石垣保存整備
1986（昭和61）年		
～88（昭和63）年	城代屋敷南側石垣	石垣保存整備
1995（平成7）年	『史跡上野城跡保存管理計画』策定	
1998（平成10）年	『史跡上野城跡保存整備基本計画』策定	
1999（平成11）年	計画に基づく発掘調査の実施	
～2001（平成13）年		
2002（平成14）年	『史跡上野城跡保存整備（前期）実施計画』策定	
2002（平成14）年	城代屋敷跡（筒井本丸ゾーン）の整備	
～2016（平成28）年		

2. これまでの計画の整理

（1）『史跡上野城跡保存管理計画』（概要）

第3章 保存管理計画

（1）基本理念

史跡上野城跡は、上野市は勿論、伊賀地域の歴史、文化、政治、経済等を語るに不可欠なものである。史跡上野城跡の全貌の解明と保存によって、その文化財としての価値は後世まで継承されなければならない。また、文化財としての調査、研究等の成果が歴史を学ぶ生きた教材として、人々の学習の場に活用される事が望まれている。

史跡上野城跡は憩いの場、観光地としても市民を始め、多くの人々が訪れている場所でもある。主要観光地として観光産業に寄与してきた。また、都市計画公園の総合公園であり、市民の憩いの場として整備され、多くの市民に利用されている、さらに、市民の生活基盤である配水池や市民の集いの場である市民会館も立地している。

これらの諸施設の整備の現状は、文化財の保護と活用という視点からみて、必ずしも調和のとれた適切な状況にあるとはいえない。

また、史跡上野城跡は市街地の高台に位置し、景観的にも四方から目に入り、地域のランドマークとなっており、重要な景観構成要素である。史跡上野城跡は市民にとって、「ふるさと上野」を意識する大切なシンボルでもある。

以上のように史跡上野城跡はその歴史性、文化性あるいは景観形成や市民の誇り等高い評価を受けつつも、現状の保存、活用は必ずしもこれらの評価を高める方向にはない。このため、本保存管理計画は、史跡上野城跡及び周辺地域における土地利用や施設整備のあり方を検討し、後世までその高い価値を有する歴史性と文化性を保全しつつ、市民をはじめ多くの人々が文化財にふれ、親しみ、歴史が学べる空間として活用していくよう、そのあり方とその実現のための方向を明らかにするものである。

そこで、史跡上野城跡がこれらの意味を表す貴重な文化財となるよう、史跡上野城跡を伊賀地域の歴史と文化の原点としてとらえ、

蘇る伊賀の歴史と文化ー上野城ーづくりを基本理念とする。

(2) 保存管理の基本方針

- ①後世に保存、継承すべき貴重な文化財としての保存・活用を図る
- ②貴重な市民の憩いの場（公園）としての機能の保持を図る
- ③上野市の主要観光地としての整備を図る
- ④上野市のモニュメントとしての自然環境や歴史的環境の保全を図る

(3) 全域保存管理方針

- ①計画的保存整備の実施
- ②現状の各種施設の整備構想・計画等の策定
- ③現状変更の規制
 - ・石垣の保存修理や建造物の復元整備、地下遺構の調査、研究等史跡の保存及び活用のために必要と認められるもの。
 - ・史跡の環境整備や史跡の維持管理のために必要と認められるもの。
 - ・史跡の管理施設等の改廃、設置等の管理上必用と認められるもの。
 - ・各種催し物等のための仮設物で撤去の計画が明らかにされているもの。
- ④管理、運営体制の充実、強化
- ⑤史跡上野城跡に対する市民の合意形成

(4) 地区別保存管理計画

- ①地区区分の基本的考え方
- ②地区区分と各地区構成条件
- ③地区別保存管理計画

1) A 1 地区

上野城の初期にあたる筒井天守跡などの主郭部であり、史跡上野城跡の核となる地区。正しい歴史を学び、文化財とふれあえる場としての保存管理が望まれる。

重要な主郭部分を構成する縄張や郭跡、石垣等遺構の調査・研究を行い、上野城の初期の姿を明らかにし、郭跡、空堀、土塁、石垣等の遺構を保存し、可能であれば遺構の復原・明示整備を検討するなど、史跡上野城跡の本来の姿を保存、継承することに努める。

なお、公園整備では歴史的環境との調和に配慮することとし、また、天守跡にある配水池は長期的視点から、移転に努めるものとする。

2) A 2 地区

慶長 16 年以降に藤堂高虎によって修築された上野城の主郭部であり、A 1 地区と同様に史跡上野城跡の核となる地区。A 1 地区と同様に、正しい歴史を学び、文化財とふれあえる場としての保存管理が望まれる。

重要な主郭部を構成する縄張、石垣、城内道等遺構の調査、研究を行い、これらの成果に基づき、郭跡や土塁、石垣等の遺構を保存し、可能であれば遺構の復原・明示整備を検討するなど、史跡上野城跡の本来の姿を保存、継承することに努める。また、歴史的環境に調和した都市公園としての整備を図るとともに、文化財としての価値を生かした観光施設空間としての整備に努める。

なお、地区内にある伊賀文化産業城は、昭和 10 年に建設されたものであり、本来の藤堂高虎によって創建されつつあった天守の復原整備ではないことから、その歴史性や構造等の違いについては文化財としての立場から明確に区別していくものとする。また、直接関連性のない市民会館、茶店等の施設は長期的視点からとらえて移転に努めるものとする。

3) B 地区

作事小屋跡や北谷長屋跡があり、A 1、A 2 両地区の外縁部に位置する。上野城の主郭部分を支える、散策、憩いの場あるいは教養・休養施設の場としての保存管理が望まれる。郭跡や土塁等遺構の調査、研究を行い、その成果に基づき遺構の保存に努める。また、主郭部の外周を巡る道路整備や石垣の展望等のできる休憩施設等の設置、あるいは東側の地区での蛇谷堀の復原整備や広がりのある空間を活用した文化財にふれる学習の場等としての整備を検討する。

なお、既存施設については、史跡上野城跡の有する歴史的、文化的環境の活用という枠組みで捉えられる施設についてのみに限定し、必要に応じ修景等整備に努めるとともに、歴史的、文化的環境にふさわしくない施設については、長期的視点からとらえて移転に努めるものとする。

4) C 地区

往時は山林であったと考えられているが土塁遺構が確認されている。また、現在、藩政時代と関連性が深い俳聖殿や忍者屋敷などの施設が立地している地区。自然と歴史とのふれあいの場としての保存管理が望まれる。そのため、本地区においては、地区全体の遺構及び自然環境の調査、研究を行い、これらの成果に基づき遺構の保存に務め、また、市街地の大切な緑ともなっている斜面地の樹林等自然の維持管理に努める。

なお、既存施設については、史跡上野城跡の有する歴史的環境に調和した景観を形成するために修景整備を図るとともに、歴史的、文化的環境にふさわしくない、あるいは活用上不要な施設については、長期的視点からとらえて移転に努めるものとする。

5) D 地区

史跡上野城跡指定地に隣接し、江戸初期には二之丸と呼ばれて、外堀によって囲まれた侍屋敷や馬場がおかれた地区である。現在は公共施設の他、近畿日本鉄道伊賀線の上野市駅など民間施設や民家が立ち並ぶ市街地の中心となっている。

本地区は史跡指定地外であるが、今後、史跡指定地と一体となった、歴史が息づく街と

して、歴史的、文化的環境の保存、創出が望まれる。そのため、本地区においては、外堀跡や東西両大手門跡、太鼓櫓跡等の遺構について、調査、研究を行い、保存あるいは復原・明示等整備や景観条例や建築制限の運用を検討し、城内の歴史性に配慮した町並み景観の形成に努める。また、これらを巡る動線の設定や案内施設等の充実に努めるものとする。

6) E地区

侍屋敷や馬場、社寺、町家等が計画的に配置された城下町の地区である。指定地外であるが、城下の歴史と出会う街として、歴史的、文化的環境の保存、創出が望まれる。そのため、本地区においては、景観条例や建築制限の運用を検討し、長屋門や蔵、家並等、可能な限り歴史的環境の保全、再構築に努める。また、これらを巡る動線の設定や案内施設等の充実に努めるものとする。

(2) 『史跡上野城跡保存整備基本計画』(概要)

第5章 保存整備計画

(1) 基本理念

文化財としての本来の姿を明らかにし、適切な活用を図ることが、史跡上野城跡の保存整備に課せられた役割であるという観点から、また、保存管理計画において基本理念としている、「蘇る伊賀の歴史と文化ー上野城ー」を具体化するため、上野城跡が有する自然豊かな都市公園、観光地、さらにシンボルといった機能が、文化財を軸として生かされていくよう史跡地としての場の環境を整え、その価値を顕在化し、正確に後世に継承していくことを基本理念とする。

なお、史跡上野城跡の周辺地域においても史跡地の足元を支える地域として、その歴史性、文化性に配慮した景観、環境の形成を図ることとする。

(2) 保存整備方針

- ①文化財としての恒久的保存
- ②文化財としての価値の顕在化と活用
- ③遺構等の保存を前提とした貴重な自然環境の保全
- ④良好な歴史・文化的空間としての風致の確保

(3) ゾーニング及びゾーン別保存整備方針

①ゾーニング

ゾーン一覧

ゾーン	ゾーンの概況
史跡指定地	本ゾーンは、上野城跡の史跡指定地の範囲。概ね、上野城の本丸跡、作事小屋跡、及び北側の樹林地を含む。
筒井本丸ゾーン	本ゾーンは、筒井定次が大和郡山城から天正13年(1585)に移封になり、文禄年間(1592～96)に完成させた上野城の本丸跡地区。石垣が残るが、天守台付近には配水池が建設されている。東側の外堀は埋め立てられて、通路となっている。
慶長本丸ゾーン	本ゾーンは、慶長13年(1608)に移封された藤堂高虎によって拡張された本丸部分。高石垣や堀、天守台、昭和10年に復興された伊賀文化産業城等がある。
外郭ゾーン	本ゾーンは、本丸跡の東側と北側に建物があつたと推定される

		地区。古絵図では、堀の北側には北谷長屋と呼ばれる建物が描かれ、また、東側の空堀の外側には御作事屋と書かれた建物がみられる。現在は、東側地区には、芭蕉翁記念館の他、慰霊塔や記念碑が建設され、北側地区は、林間広場となっている。
	施設ゾーン	本ゾーンは、本丸の北側に位置し、地形的には丘陵が北へ延びる尾根上の平坦地を対象とする。築城当時から廃城まで樹林であったと推定されるが、その後、俳聖殿や偲翁舎、忍者屋敷、忍術科学館等の松尾芭蕉や忍者に関連する施設や観光施設等が立地する。
	樹林地ゾーン	本ゾーンは、本丸跡北側一帯に帯状に連なる斜面緑の樹林地地区。マツを主体とする樹林地であるが、土塁等の遺構がみられる。
外堀ゾーン		本ゾーンは、指定地周辺に広がり、本来の上野城の城郭を構成する外堀までの地区。市街地であるが、公共施設が所々に分布する。
城下町ゾーン		本ゾーンは、史跡指定地外の外堀より外側に形成された旧城下町跡の地区。市街地であるが道路等所々にかつての町割りが残る。

(4) 史跡指定地保存整備計画

ここでは、本基本計画の直接的計画対象範囲である史跡指定地についての保存整備計画を示しておく。

史跡上野城跡の保存整備の前提として、遺構の発掘調査や文献調査等各種の調査を早期に着手し、遺構の全容の解明を図るものとする。また、城郭施設と関係のない後世の施設が立地している箇所については、関係機関との調整を図り、順次施設の移転等を図るなどして、調査の条件を整えていくものとする。

遺構の保存整備はこれらの調査の成果を踏まえて、計画的に行うものとする。

各ゾーンの保存整備の内容は以下の通りとする。(図)

(5) その他整備計画

①動線計画

- ・主要動線
- ・管理用・防災用・身障者用道路
- ・散策道
- ・道路の廃止

②修景計画

- ・指定地内の修景整備
 - ・都市公園及び観光関連施設等の修景
 - ・建物や便益施設等の形態、規模、色彩等について一定の基準を設ける。
 - ・現況施設については、樹木の植栽や歴史的文化景観に調和するよう修景を行う。
- ・案内板、サイン等
 - ・城内の案内板、サイン等は歴史的景観にふさわしい統一された規模、デザイン、色彩、材質を用い、適切に配置していく。

- ・既存の案内板、サイン等の老朽化しているものやデザイン上ふさわしくないものは順次取り替えていく。

(3)『史跡上野城跡保存整備（前期）実施計画』（概要）

2章 保存整備（前期）実施計画

(1) 前期事業の概要

①保存整備計画にみる段階的事業の概要

- ・前期（約5ヶ年間）
 - ・調査体制の確立による発掘調査・石垣調査・文献調査等各種調査の実施
 - ・全体における修景整備
 - ・石垣修理等緊急を要する遺構の保存対策
 - ・案内板、解説版、道標等の統廃合を含む整備
 - ・史跡指定地内での立地が好ましくない建物等構造物の移設もしくは撤去の検討
- ・中期（前期終了後の約10年間）
 - ・継続的な発掘調査等各種調査の実施
 - ・筒井本丸ゾーン、慶長本丸ゾーン、外郭ゾーン等の発掘調査等各種調査の成果に基づく遺構の保存並びに活用整備
 - ・全体における修景整備
 - ・案内板、解説版、道標等の統廃合を含む整備
 - ・史跡指定地内での立地が好ましくない建物等構造物の移設もしくは撤去の検討
- ・後期（中期終了後から実施）
 - ・中期で終了しなかった各種調査の実施
 - ・中期で完了しなかった各種遺構の保存並びに活用整備
 - ・中期で完了しなかった諸施設の修景整備
 - ・中期で完了しなかった建物等不要構造物の撤去

②前期事業内容の見直し

- ・前期内容が多岐にわたる。調査が中心で成果が見えづらい。発掘調査は見学者の動線確保の観点で限定される。文化財に対するニーズの動向から活用整備を早期着手する必要性の高まり。
- ・地区を限定し、一部中期事業の前倒しを行い、発掘調査の成果を踏まえ遺構の保存整備を実施

③見直し後の前期事業の概要

- ・事業対象箇所 筒井本丸
- ・事業期間 I期:平成14～16年度、II期:平成17～19年度、III期:平成20～22年度
- ・事業内容 調査（発掘・石垣・文献・土壌）
工事（遺構表示・復元等整備、案内板・解説板・道標等の施

設整備、動線整備、その他植生管理、斜面安定化等防災整備等)

- ・ 設計監理 地形測量、実施設計、施工監理
- ・ そ の 他 指導委員会の開催、整備報告の刊行等

(4) 計画と事業の総括と課題

①計画に基づき実施した事項

- ・ 筒井本丸の保存整備
- ・ 案内板、解説版の設置（統廃合は課題）

②計画に基づき実現可能な事項

- ・ 全体における修景整備

③計画策定時と状況が変化した事項

- ・ 史跡指定地内での立地が好ましくない建物等構造物の移設もしくは撤去の検討

④課題の整理

- ・ 保存上の課題 史跡地全体の樹木の繁茂、経年による高石垣・天守台の孕み・草木の繁茂、伊賀文化産業城の耐震不足、歪み
- ・ 活用上の課題 バリアフリー、便益施設の整備など、今日的課題に対応した史跡公園の在り方の再検討。
- ・ 構成要素の整理 (俳聖殿・伊賀文化産業城・藤堂家所縁御殿の御門) と歴史的建造物(愛閑亭・レストハウス・観光食堂)の保存活用の件討

3. 計画の目的

『史跡上野城跡保存管理計画』とその後の変化により生じた課題をふまえ、史跡上野城跡としての価値と、明治以来親しまれてきた都市公園、市民等の憩いの場としての活用方法を検討することが必要。上野公園としての歴史と価値の整理・再検討

4. 計画策定体制

①要綱の整備

- ・ 史跡上野城跡保存活用計画検討委員会設置要綱（令和7年2月1日施行）
- ・ 史跡上野城跡保存活用計画庁内検討会議設置要綱（令和7年2月1日施行）

部	課	部	課
企画振興部	文化振興課	建設部	都市計画課
財務部	管財課		建築課
健康福祉部	医療福祉政策課	上下水道部	水道施設課
産業振興部	観光戦略課		

②関連する計画

- ・『伊賀市総合計画（策定中）』
 - 基本施策「歴史や文化遺産を未来へと引き継ぐ」
 - 基本事業
 - ・文化財・歴史資料の保護
 - ・文化財・歴史資料の活用
 - ・歴史まちづくり
 - ・具体的取組
 - 「個別文化財の保存活用計画を策定し、保存と活用の円滑化を図ります。」
- ・『伊賀市文化財保存活用地域計画』
 - 基本方針
 - 1 歴史文化の彩りを知る～調査研究～
 - 2 歴史文化の彩りをつなぐ～保存管理～
 - 3 歴史文化の彩りを伝える～普及啓発～
 - 4 歴史文化の彩りを楽しむ～活用～
 - 方針③：文化財の価値を高めるため文化財施設を維持管理し、文化財の保存整備事業を進めるほか、個別の文化財について必要に応じて保存活用計画の策定に取り組む。
 - 取組名 個別文化財の保存活用計画等の策定
 - 取組内容 上野城跡及び城之越遺跡の保存活用計画等を策定する。
- ・『伊賀市景観計画』
- ・『伊賀市歴史的風致維持向上計画』

5. 計画対象範囲

- ・史跡上野城跡及び上野城跡

6. 計画期間

令和9年度から令和19年度

（計画策定は、令和7年度・8年度中に終える）

第2章 史跡の概要

1. 上野城の歴史

(1) 位置と地形 地形・地質

上野城跡は、伊賀盆地の中央やや北よりに位置する。伊賀地域を東から西へ流れる柘植・服部川が北側に、西側を南から北へ流れる柘植川が流れる。城跡はそれら河川によって形成された沖積地に半島状に突き出た先端にある。

上野城跡・城下町付近の地質は、新生代新第三紀鮮新世に形成された古琵琶湖層群を構成する上野・阿山・伊賀の各累層のうち、320～300万年前に堆積した伊賀累層を基層とし、新生代第四紀更新世の約2万年前のウルム氷期に形成された低位段丘、中位段丘により、沖積地に対して半島状に突き出た地形を形成している。

上野城跡の城代屋敷跡、天守台のある本丸部分は中位段丘、現在上野西小学校等の学校が立ち並ぶ扇之芝、武家屋敷など外堀に囲まれた部分や城下町は低位段丘の堆積物となっている。

(2) 上野城築城の経緯 阿閉山古墳➡平楽寺➡筒井➡藤堂へ、築城のプロセス

対徳川から対豊臣の城へ

大手の反転 北から南へ

本丸部分の拡張

築城途中で建設中止

層塔型天守

(3) 城郭の構造 城と城下町全体の規模と構造、機能

城郭の構造 基本レイアウトは、本丸（筒井本丸＋拡張部分）を中心に内堀を挟んで西側に西之丸、東側に伊予之丸、南側に扇之芝・二之丸があり、外堀を隔てて城下町が配置される。城下町は、東西大手門の南側に三本の筋と通で区画された町人地の三筋町があり、それを囲むように東側に寺町、西側・南側に中小藩士の武家屋敷がある。

各郭の規模（東西×南北・m）本丸・西之丸・伊予之丸・二の丸・扇之芝

石垣・土居・堀の規模と特徴

各郭の位置づけと機能

本丸 城代屋敷、伊賀統治の中心、古い様相 天守台

伊予之丸 梅原勝右衛門➡藤堂豊前家 信頼厚い藩士家、（豊前家屋敷絵図）

西之丸 藩主越国の際の御殿、御殿（図書館所蔵明治6年写真）

扇之芝（空閑地） 安政の伊賀上野地震の際は、武家が出動し陣取りした

二之丸 番頭、加判奉行など、高禄藩士の屋敷地 成瀬平馬家長屋門

（図書館所蔵明治6年写真）

各施設の規模と構造

大手門・櫓等、御殿、長蔵・武具蔵等 （規矩尺集）

城下町の規模と構造

町人地は長方形街区と短冊形地割、その街区の規模と町家の構造
城下町の当初計画 惣構

(4) 藤堂藩政下の上野城

伊賀城代は、伊賀国・城和領を管轄。上野城はその中心となる存在。城は幕藩体制下の統治の象徴であり、威厳を保つべきもの。政庁として機能維持が必要。大規模な普請と作事により成立した大規模施設がどのように維持されてきたか。城代の記録『永保記事略』『庁事類編』、『宗国史』下（寛文10年正月22日発 伊州上野令・P63、城楼・P332、「累世記事」 P544下段・伊賀御屋敷之舞台、P555下段・上野城郭普請・・・）

改修履歴 土塁・石垣修理履歴、京口橋・藩校の建設等

被害と修理 寛文地震 宝永地震 安政伊賀上野地震

維持管理 堀の浚渫

管理主体 普請奉行

城下町の改変、町名の変更

(5) 明治維新後の上野城 公園整備と活用

①戦前 明治・大正期の公園整備

1928年（昭和3）の愛閑亭・万歳館の建設と御大典記念事業

1935年（昭和10）の伊賀文化産業城と全国博覧会の開催

1936年（昭和11）の上野町上水道水源地の完成と給水開始

1942年（昭和17）の俳聖殿の建設と芭蕉翁生誕300年祭、全国俳句大会

②戦後の公園整備

1952年（昭和27） 世界こども博覧会の開催

1955年（昭和30） 上野市慰霊塔の建立

1959年（昭和34） 芭蕉翁記念館の建設と俳文学会全国大会の開催

1962年（昭和37） 市民会館が完成する

1963年（昭和38） 4月に忍者まつりが開催される

1963年（昭和38） 9月にレストハウスが完成する

1964年（昭和39） 4月に忍者屋敷が開設される

1966年（昭和41） 11月に観光食堂が開設される

1970年（昭和45） 4月に忍者屋敷に地下資料館が開館。9月に鬼行列保存館開館。

1975年（昭和50） 5月に俳聖殿附属茶室偲翁舎が完成する。

(6) 関係資料の概要

①絵図 福井健二『絵図からみた上野城』

・『絵図からみた上野城』掲載の上野城絵図

元文3年・寛政10年・文化7年・安政2年の4枚

・『絵図からみた上野城』掲載の上野城下町絵図

寛永年間図から明治3年図まで 26枚

②古文書・古記録

- ・「藤堂藩作事方関係文書」（安場家所蔵）藤堂藩伊賀作事方の棟梁を務めた安場家に伝わる江戸末期の文書や図面類である。冊子仕立の『規矩尺集』8冊と『規矩之万記』1冊、絵図（設計書）81枚がある。『規矩尺集』は、嘉永3年（1850）と同5年に安場重恭ら藤堂藩伊賀作事方により作成されたもの。
- ・「旧阿山郡役所文書」（伊賀市所蔵）明治期の阿山郡役所に伝来した上野城に関する絵図、古文書類。

②古写真

- ・伊賀市上野図書館には、明治6年に撮影されたコロジオン湿板が10枚残されている。2023年度に東京大学史料編纂所による高精細撮影と調査を実施。これまで言われているように明治6年ごろの撮影で、旧藩士で諸科学を修め、写真技術を有していた人物が撮影したとされている。
- ・上野公園絵葉書（戦前）大正・昭和初期、昭和10年、昭和11年のものがある。近代の公園整備に伴い記念絵葉書として製作されたもの。

2. 史跡指定（「指定文化財台帳」による）

（1）指定理由及び概要

- ①三重県指定 1952年（昭和27）8月8日 三重県史跡第46号指定を受ける。
- ②国史跡指定 1967年（昭和42）12月27日 文化財保護委員会告示第76号指定（国指定 指定台帳の記載内容）
 - ・基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
史跡の部 第2（城跡）による。
 - ・説明 天正13年閏8月、筒井定次、豊臣秀吉によって伊賀に封ぜられ、上野城を築き天守を建てた。慶長18（ママ）年6月定次改易、同8月藤堂高虎伊賀伊勢に移り、津を本拠とし、伊賀においては筒井氏の上野城を収め、これを改修した。蓋し、琵琶湖岸の彦根城に対し山間部の要衝として街道を扼し、豊臣氏に備えたもので、津城と同時に修築され、16年着工翌17年に完成した。天守は竣工の間際に天災のため崩壊。その後再建されなかった。城は南東より北西に延びる台地の先端部に位する高地を中心として営まれ、藤堂氏は筒井氏の旧城を拡張整備し、筒井氏の本丸を西に一段低く拡張し併せて本丸とし、その両翼として東に伊与（ママ）郭、西に御殿郭、西の丸を配している。北・東・西の三面は主として崖を利し、本丸南面は中段に腰郭を設け、麓に広く梯状の扇之芝、三の丸を配し、東西大手門を開く。北面を搦手とし、麓に北谷部の小郭を設けている。これらの諸郭は堀をもって画し、あるいは囲んでいる。筒井氏が既にその本丸を石垣で堅（ママ）めたが、藤堂氏の左本丸部を増強し、特に西南の高い石垣は当時の技術よりみて必ずしも独自のものと称し難いとしてもなお偉観たるを失わない。藤堂氏は、豊臣氏滅亡後、元和5年より一族を城氏とし、城下町の整備、藩学の設置等伊賀の経営につとめた。維新後、変貌著し

く、指定地域は旧態を存する本丸部とその周辺にとどまるが、伊賀の占める歴史的重要性の一旦を示すものとして貴重である。

(2) 指定地番・面積等

地番	地目	地積 (㎡)	所有者
上野丸之内105番地	公園	2,542	上野市
105の2番地	井溝	29	
106番地	公園	862	
106の2番地	井溝	19	
106の3番地	公園	41,440	大蔵省
106の4番地	上水道用地	2,191	上野市
106の5番地	公園	1,279	
106の6番地	宅地	405.68	
116の4番地	宅地	462.38	
117の4番地	山林	19,380	
117の13番地	公園	29,200	
117の15番地	公共用道路	836	
117の16番地	山林	4,158	
合計		102,804.06	

3. 都市公園指定 (「都市公園台帳」による)

(1) 沿革の概要

平安末期に平清盛が平楽寺をこの地に建立したが、伊賀の乱で全寺が焼失した。

その後、筒井定次がその跡に城郭を築き、続いて藤堂高虎の代になって大々的に築城し、現在の規模の城郭にしたものであるが、明治初年の廃藩置県によりこの城跡は一般に開放され、公園となったものである。

昭和10年頃より、天守閣が復興され、万歳館、俳聖殿等が建築され、昭和32年3月本公園は上野都市計画公園の計画決定をし、現在に至っている。

- ・1956年(昭和31)10月15日 供用開始を上野市広告する
- ・1957年(昭和32)3月23日 上野都市計画公園として計画決定
- ・1976年(昭和51)11月20日 都市公園法の改正に基づき名称変更の告示第55号第2号

(2) 環境地形特徴

市街地に隣接し、北端に位置している。

地形としては高台に位置し、南方市街地、四方の山なみを展望する位置にあり、公園地域の景勝と共に公園としてまことに恵まれた地形にある。

城跡を公園としているため、数十メートルの絶壁になる高石垣、内堀、それに影を

なす老松等で、景観は絶勝に値する。

(3) 敷地面積

総面積		土地所有者	土地所有者別の面積	
ha	坪		m ²	坪
12.6 (126,020m ²)	38,121	大蔵省	61,888m ²	18,721
		上野市	64,132m ²	19,400

第3章 上野城跡の調査

1. 考古学的調査

(1) 史跡地の発掘調査

『史跡上野城跡』伊賀市教育委員会 2017年

(2) 史跡地以外の発掘調査

『上野城跡発掘調査報告』上野市教育委員会、上野市遺跡調査会 1997年

『上野城跡発掘調査報告(2次)』上野市教育委員会、上野市遺跡調査会 2000年

「上野城跡発掘調査報告(3次)」『上野市埋蔵文化財年報7』上野市教育委員会 2001年

『上野城跡発掘調査報告(4次)』上野市教育委員会、上野市遺跡調査会 2002年

「上野城跡発掘調査報告(5次)」『上野市埋蔵文化財年報8』上野市教育委員会 2002年

「上野城跡発掘調査報告(10次)」『伊賀市文化財年報5』伊賀市教育委員会 2009年

『上野城跡発掘調査報告(11次)』伊賀市教育委員会 2010年

『上野城跡発掘調査報告(12次)』伊賀市教育委員会 2011年

『上野城跡第13次(藤堂新七郎屋敷跡)発掘調査報告』三重県埋蔵文化財センター 2014年

「上野城跡発掘調査報告」『伊賀市文化財年報15』伊賀市教育委員会 2019年

『上野城跡発掘調査報告(14次)』伊賀市教育委員会 2023年

『上野城跡(第15次)発掘調査報告』三重県埋蔵文化財センター 2023年

2. 自然科学的調査

「平成26年 国史跡上野城跡貴重種分布調査業務委託 現地調査報告書」環境科学大阪株式会社 2015年

「平成29年度 国史跡上野城跡貴重種分布調査業務委託 現地調査報告書」環境科学大阪株式会社 2018年

3. その他の調査

「国史跡上野城跡高石垣定点観測業務」株式会社若鈴 2014～2025年
「高石垣三次元測量」
(発掘調査等に伴い実施した測量調査 ➡ 一覧化が必要)

第4章 上野城跡の本質的価値

1. 史跡の本質的価値

近世伊賀国統治の中心である上野城の中心
城郭石垣の中で最も高い

2. 地区区分 ゾーンの設定 従前の計画を踏襲

3. 構成要素

(1) 本質的価値を構成する要素 (城郭部分)

- ①筒井時代 筒井本丸 北谷
- ②藤堂時代 本丸 高石垣

(2) 本質的価値に準ずる諸要素 (城郭以外)

①戦前の公園整備によるもの

- ・愛閑亭 : 建築年代 1928年 (昭和3)
- ・伊賀文化産業城 : 建築年代 1935年 (昭和10) 市指定有形文化財
- ・上野町上水道水源地 : 建築年代 1936年 (昭和11)
 《参考》上野市上水道水源地送水機関室 : 国登録文化財録)
- ・俳聖殿 : 建築年代 1942年 (昭和17) 重要文化財
- ・慰霊碑 (戊辰戦争)
- ・句碑
- ・城山稻荷

②戦後の公園整備によるもの

上野公園慰霊塔 : 建築年代 1955年 (昭和30) 市指定有形文化財
芭蕉翁記念館 : 建築年代年 1959年 (昭和34) 城戸武男設計
レストハウス : 建築年代 1963年 (昭和38) 坂倉準三研究所設計
観光食堂 : 建築年代 1966年 (昭和41) 坂倉準三建築研究所設計
伊賀流忍者博物館 (忍者屋敷)
藤堂藩由縁御殿御門

第5章 上野城跡の現状と課題

1. 保存管理（構成要素）の現状

（1）本質的価値を構成する要素（城郭部分）

城郭全体 石垣・郭・植生

（2）本質的価値に準ずる諸要素（城郭以外）

各種建造物等

2. 活用の現状

史跡公園としての活用

説明看板 誘導看板、案内看板、遺構説明看板

各種イベント 芭蕉祭、ライトアップ、薪能、慰霊祭、その他ロケなど、
忍者屋敷など

便益施設 トイレ 園路 売店 ベンチ

3. 整備の現状

（1）保存のための整備

『史跡上野城跡石垣保存修理工事報告書』1990 上野市教育委員会
城代屋敷跡部分の石垣保存修理

（2）活用のための整備

『史跡上野城跡城代屋敷跡整備報告書』2017 伊賀市教育委員会
城代屋敷跡の整備 整備計画に基づく整備の経緯と内容
便益施設の整備 園路舗装 トイレ設備更新

4. 運営・体制の現状

運営等の体制 市・伊賀文化産業協会 伊賀上野観光協会 市民

5. 課題

（1）保存管理

①本質的価値を構成する要素（城郭部分）

石垣の孕み 樹木の繁茂 法面の崩落 堀の埋没

②本質的価値に準ずる諸要素（城郭以外）

便益施設の劣化 各種建造物の劣化 バリアフリー

（2）活用

（3）整備

（4）運営・体制

第6章 大綱と基本方針

1. 大綱

2. 基本方針

(1) 保存管理

(2) 活用

(3) 整備

(4) 運営・体制

第7章 保存管理の方向性と方法

1. 基本的な方向性

(1) 保存管理の方向性

(2) 現状変更等に関する方向性

2. 保存管理の方法

(1) 本質的価値を構成する要素（城郭部分）の保存管理方法

城郭 石垣・郭・植生

(2) 本質的価値に準ずる諸要素（城郭以外）の保存管理方法

建造物 句碑

(3) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針及び基準

(4) 調査・研究の方針

第8章 活用の方向性と方法

1. 方向性

2. 活用の方法

(1) 都市公園としての活用 市民憩いの場

(2) 学校教育・学習の場としての活用

(3) 地域振興・文化的観光資源 観光資源、本質的価値に準ずる諸要素との連携

(4) 調査研究成果の公開

第9章 整備の方向性と方法

1. 方向性

2. 整備の方法

(1) 保存のための整備 石垣・堀・植栽

(2) 活用のための整備 案内板 便益施設 ユニバ 安全

第10章 運営・体制整備

1. 方向性

2. 運営・体制整備の方法

(1) 運営方法

(2) 協力体制

市民等の参加

第11章 施策の実施計画の策定・実施

1. 施策の実施計画

第12章 経過観察

1. 経過観察の方向性

2. 経過観察の方法



